

2024年度新設

中小企業省力化投資補助金とは

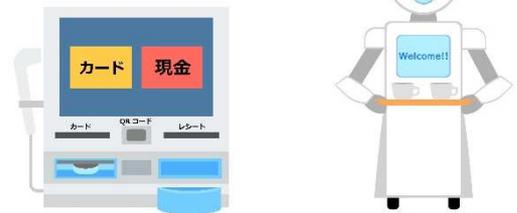
近年、少子高齢化に伴い労働人口が減少し、さまざまな業界・業種において人手不足が課題となっています。人が行う作業を見直して機械やシステム導入によって効率化を図る「省力化」を検討する企業も少なくありませんが、大きなコストが発生するため実現できない中小企業も多いのではないのでしょうか。そこで2024年度から人手不足に悩む中小企業等に向けて、IoTやロボットの導入によって省力化を支援する「中小企業省力化投資補助金」の制度がスタートしました。

■中小企業省力化投資補助金とは

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性の向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金制度です。

*対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます(例:飲食サービス業×配膳ロボット、小売業×自動精算機、製造業×無人搬送車など)

*対象製品の「販売事業者」が製品の導入を支援、申請・手続をサポートしてくれます



■補助対象事業者

応募・交付申請時には、応募・交付申請時点において日本国内で法人登記(法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること)等がされ、日本国内で事業を営む中小企業等が対象となります。申請時には人手不足の状態にある事、全ての従業員の賃金が最低賃金を超えている事、補助金の重複に該当しない事など様々な要件(公募要領:補助対象事業者の要件参照)を満たす必要がありますが、これらの要件は応募・交付申請を行った日に満たしている必要があります。また、事業実施期間中に資本金や従業員数を、主に補助を受ける目的で変更した場合、補助の対象外となる場合があります。

■補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率 3%向上」を目指す事業計画(公募要領:補助対象事業の要件参照)に取り組むものが対象となります。

※補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

■補助率及び補助上限額

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象として カタログに登録された製品等	従業員数 5 名以下	200 万円(300 万円)	1/2 以下
	従業員数 6～20 名	500 万円(750 万円)	
	従業員数 21 名以上	1,000 万円(1,500 万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

■補助対象製品のカテゴリ(一例)

- ▶清掃ロボット
- ▶スチームコンバクションオープン
- ▶オートラベラー
- ▶配膳ロボット
- ▶券売機
- ▶飲料補充ロボット
- ▶自動倉庫
- ▶自動チェックイン機
- ▶デジタル紙面色校正装置
- ▶検品仕分けシステム
- ▶自動精算機
- ▶測量機
- ▶無人搬送車(AGV・AMR)
- ▶タブレット型給油許可システム
- など

■補助対象経費

省力化製品の設備投資における「製品本体価格」と「導入に要する費用(導入経費)」が補助対象経費とされます。

製品本体価格 → 補助事業のために使用される機械装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムなどの購入経費が補助対象です。製品本体価格は製品カタログに登録された価格を上限に申請できます。

導入経費 → 省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となります。

■応募・交付申請フロー



出典: 中小企業省力化投資補助金ご案内チラシ

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)公募要領などは以下をご覧ください。

中小企業省力化投資補助事業事務局ホームページ

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>